

- P2 ごあいさつ
- P3 国民民主党の活動
- P7 国会審議 予算委員会
- P10 法務(本会議・委員会)
裁判所職員定員法改正案
総合法律支援法改正案
民法改正案
- P16 出入国管理法および技能実習法改正案
- P22 法務及び司法行政等に関する調査
- P25 行政監視(本会議・委員会)
- P30 北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会
- P31 参議院改革協議会
- P32 自殺対策を推進する議員の会
支援組織と省庁要請・集会開催
- P36 WEB会議等への招待のお願い
国会見学者一覧
かわいたかのり公式X(旧Twitter)登録のお願い



じゅあくらし

皆様の日頃のご支援に心より感謝申し上げます。

第213回通常国会は1月26日に召集され、150日間の会期をもって6月23日に閉会しました。

国民民主党は本国会で「能登半島地震の復旧復興対策」「給料が上がる日本経済の実現」を指して臨んでまいりました。また、自民党の裏金問題に端を発した「政治改革」にも毅然とした姿勢で取り組んでまいりました。

令和6年度予算案に対して国民民主党は、個人負担を増やすなど賃上げの効果に水を差すものが含まれ、日本の根本的な問題への解決策が欠落していることから、衆議院に組み替え動議を提出し、①賃上げ税制に関して赤字企業・事業者が賃上げ原資を確保できるような法人税に加え法人事業税、固定資産税、消費税に拡大すること。②子育て支援の予算に関しては、児童手当をはじめとする子ども・子育て支援の公的給付における所得制限を撤廃すること。③ガソリン減税と電気・LPガス代値下げを実現するため、ガソリン・軽油のトリガー条項の凍結を解除すること

や、電気料金に上乘せされている再生可能エネルギー発電促進賦課金の徴収を停止すること、地方において重要なインフラとなっているLPガスについても所要の対策を講じることなどを求めましたが、残念ながら国民民主党の動議は否決され、政府提出の令和6年度予算案が与党の賛成多数により成立しました。

自民党が提出した政治資金規正法案に對しては、そもそも自民党の派閥による政治資金パーティーにおける裏金問題を「誰が」「いつ」「どのような理由で」という真相究明がされない中で、場当たり的な法案に過ぎず、内容も政策活動費の領収書はマスキングが可能であり、さらに公開は10年後とされていることから、不正が発覚しても公訴時効が5年であり、罪を問うことはできません。また、国会議員関係政治団体の代表者の責任強化についても、確認書の交付が導入されるのみで国会議員の罰則を免れることが可能との指摘まであります。このように政治の信頼回復には程遠い法案であり反対しました。

一方、国民民主党は本国会で、顧客からの悪質なクレームや迷惑行為を防ぎ従業員等の就業環境が害されないよう事業主が主体的に対策に取り組むこ

とを義務とし、国・地方公共団体・事業者団体にその援助にあたることを基本的施策に定めた「カスタマーハラスメント対策法案」を議員立法として参議院に提出しました。また、「国民の命と生活を守る医薬品の安定供給確保に向けた緊急申し入れ」を武見厚生労働大臣に提出しました。

国民民主党は、これからもご支援をいただいている皆様をはじめ「生活者」「納税者」「消費者」「働く者」のための政策実現に向けて一丸となり取り組んでまいります。



川合孝典

【プロフィール】

【国会関係】

法務委員会(理事) 行政監視委員会、北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会、参議院改革協議会

【国民民主党関係】

国民民主党 幹事長代行、国民民主党・新緑風会 幹事長、拉致問題対策本部長、

国民民主党都道府県連役職 【顧問】北海道、京都(特別顧問) 【代表】福井、鳥取、岡山、佐賀 【副代表】青森、福島、群馬、山梨、石川、山口、高知、愛媛、佐賀、熊本、沖縄 【選挙対策委員長】東京

【その他】

UAゼンセン政治顧問、交通労連交通運輸政策研究会 事務局長、支払基金労働組合特別顧問、民社協会 会長、東京民社協会 会長、超党派「自殺対策を推進する議員の会」事務局長

正直で現実的な国民民主党の

改革案



非公開かつ
非課税の
政治資金は
全廃を!

政策活動費の廃止

収支報告書のデジタル化
(透明性向上)

政治家本人の責任の明確化、
罰則の強化

不正を犯した政党への交付金の
減額・停止措置を導入

政治資金に関する監視と制度
提案を行う第三者機関の設置

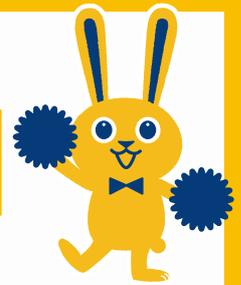
外国人のパーティー券購入禁止

国民民主党は、①調査研究広報滞在費[※]の自主的使途公開と②政策活動費の廃止を実践している唯一の政党です。

※旧・文通費(文書通信交通滞在費)

エネルギー高騰&熱中症対策 \ 6月12日発表 /

緊急家計応援プラン



家計等応援プラン

- ① 熱中症予防手当5万円支給
- ② 電気代値下げ
(再エネ賦課金徴収停止、抜本的見直し)
- ③ ガソリン減税
(トリガー条項凍結解除&暫定税率停止)
- ④ 所得税減税
(基礎控除、給与所得控除引き上げ)
- ⑤ 夏季の水道料金減免

熱中症対策

- ① 能登半島地震被災地における全ての避難所、仮設住宅等でのクーラー設置
- ② 公共施設、商業施設等の「クーリングシェルター」の指定促進と周知
- ③ 熱中症警戒アラートのわかりやすい発信と高齢者等への周知、熱中症対策徹底
- ④ 小中高校の体育館、教室、給食調理室への冷暖房整備&登下校や部活動等での予防対策徹底

国民民主党の提出法案 第213回国会

(令和6年1月26日～6月23日予定)



報告

※5月31日現在

被災者生活再建支援法改正案	被災者生活再建支援金の最高額を300万円から600万円に倍増、被災自治体の負担を軽減する等の改正を行う法案。	1月26日 提出 ✓
再エネ賦課金停止法案	年1万円程度電気代に上乗せされている再エネ賦課金の徴収を一時停止し、電気代値下げをめざす法案。	3月26日 提出 ✓
教育国債法案	教育無償化や科学技術投資増などの「人づくり」を国の最重点政策として進めるため、教育・科学技術関係費の財源とする公債の発行を可能にするもの。	3月26日 提出 ✓
シン・トリガー条項凍結解除法案	ガソリン価格が高騰した場合に1L当たり25.1円減税する「トリガー条項」の凍結解除に加え、減税の際に流通現場や国民に混乱を与えないような配慮措置、地方自治体の税収減への対応、灯油・重油等の石油製品の価格高騰対策についての検討条項を盛り込んだ法案。	3月29日 提出 ✓
ダブルケアラー支援法案	晩婚化・晩産化といった背景から子育てと介護が重なるダブルケアの実態把握のための調査を政府に義務付け、支援に向けた施策を行うよう政府に求める法案。	4月10日 提出 ✓
サイバー安全保障法案	サイバー安全保障態勢の整備に関し、基本理念・国の責務・施策の基本事項を定め、サイバー安全保障態勢の整備を総合的かつ集中的に推進する法案。	4月24日 提出 ✓
自動車盗難対策法案・組織犯罪厳罰化法案	<ul style="list-style-type: none"> ●自動車等を中心とした盗難についての対策の実施と早期の被害回復を図る自動車盗難対策法案。 ●組織的な犯罪の厳罰化や、証拠収集等への協力及び訴追に関する合意制度(日本版司法取引)の対象拡大を行う組織犯罪厳罰化法案。 	5月9日 提出 ✓
政治資金規正法改正案	①収支報告書等に関する罰則の強化等、②収支報告書の提出・公開のデジタル化や公表期間の延長等、③「政策活動費」の禁止等、を行うことに加え、附則で政党交付金の交付停止制度の創設、政治資金に係る機関の設置等を定める法案。	5月20日 提出 ✓
カスタマーハラスメント対策法案	顧客からの悪質なクレームや迷惑行為を防ぎ従業者等の就業環境が害されないようにすること、そのための取り組みを事業者が積極的にを行うことを推進する法案。	5月29日 提出 ✓

就職氷河期世代

に特化した
政策立案に向けて



就職氷河期世代当事者へのアンケートやYouTubeライブを実施



就職氷河期世代政策プロジェクトチーム座長 伊藤孝恵 参議院議員



千葉商科大学国際教養学部准教授働き方評論家 常見陽平氏

国民民主党は伊藤孝恵議員の質疑に端を発し、「就職氷河期世代」に向けた政策の取りまとめを行っています。

4月15日～28日の間に行ったアンケートには1,000件近い声が寄せられ、回答のうち約9割は氷河期世代当事者でした。

また、有識者を招いてのヒアリングも併せて実施しており、第1回のヒアリングには千葉商科大学国際教養学部准教授であり働き方評論家の常見陽平氏が登壇。党内での意見交換も盛んに行われています。

国民民主党は、当事者・有識者をはじめとする就職氷河期世代に関わる様々な角度の意見を集約し政策としてまとめていきます。

国民民主党の活動

ご支援をいただいている組織等の皆様より頂戴した要請・要望を紹介させていただきます。

日本退職者連合「通常国会に向けた要求書」を拝受

2月15日、日本退職者連合の皆様より「2024年通常国会に向けた要求」が、国民民主党へ提出されました。



懇談会では、財政と金融の健全化をはじめ、子ども子育てなど幅広い意見交換を行いました。

UAゼンセン・フード連合と懇談会開催

2月29日、UAゼンセン・フード連合・国民民主党の三者による懇談会を開催し、「公正な取引関係の構築に関する取り組み」について意見交換を行いました。

懇談会では、UAゼンセンとフー



ド連合の皆様が昨年9月から10月にかけて実施された「取引慣行に関する実態調査」の結果報告とともに、実態調査の結果を用いて公正取引委員会、中小企業庁、農林水産省、消費者庁に対し、「独占禁止法に基づく優越的な地位の濫用行為の改善指導、法令遵守の徹底」「適正な取引推進ガイドラインの実効性の確保と周知」「適正な価格転嫁への理解」などについて、企業や消費者等への働きかけを引き続き推進するよう要請しているとの報告がされました。また、賞

味期限の3分の1ルールの改善状況や、労働組合の立場からの「適正な取引推進ガイドライン」の周知の取り組み方」などについて意見交換を行いました。

「馳浩石川県知事と意見交換」

4月8日、馳浩石川県知事と面会し、令和6年能登半島地震からの復旧・復興について意見交換を行いました。冒頭、馳知事より被災状況について現況の報告があり、特に倒壊した家屋の解体作業が進んでいない状況が説明されました。また、能登の魅力を一層高めるための「創造的復興」を進めるため、補助制度の創設・拡充、復興基金の創設など国による

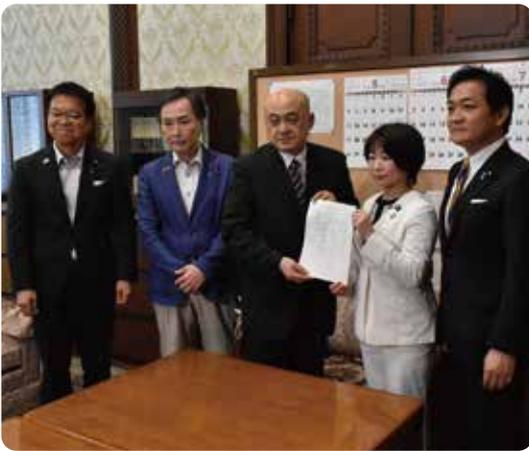




支援を強く求めるので協力願いたいとの要請をいただきました。
私からは「石川県からの要請を重く受け止める」と述べた上、被災者生活再建支援制度について、市町の職員に主旨が行きわたっておらず、担当者によって回答が異なる事例が発生し、被災者に大きなストレスとなっていることを伝え、Q & Aを作成するなどして職員間の情報共有を図る必要性を提言しました。

「カスハラ対策法案」を参議院に再提出

5月29日、国民民主党は議員立法「カスタマーハラスメント対策法案」（消費者対応業務関連特定行為対策の推進に関する法律案）を参議院に提出しました。本法案は、消費者からの苦情の申し出等が不当に妨げられないことを確保した上で、顧客からの悪質なクレームや迷惑行為を防ぐことで従業員等の就業環境が害されないようにすること、およびそのための積極的な取り組みを事業者が能動的に行うことを義務とし、国・地方公共団体にその支援にあたるよう基本政策に定めるものです。



U Aゼンセンが本年1月から3月に行ったカスタマーハラスメント（カスハラ）行為に関するアンケートによると、カスハラ件数は減少傾向にあるものの、一方でSNSへの公開や、つきまといなど二次的なハラスメント行為の悪質性は高まっています。

U Aゼンセンと政策懇談会開催

6月18日、U Aゼンセンとの懇談会を開催し、「U Aゼンセン2024年度重点政策」について意見交換を行いました。

冒頭、U Aゼンセンの古川書記長より本年度の賃金闘争の状況が報告された後、物価上昇と生産性向上に見合う賃上げを全ての職場で継続的に実現するためには、労務費を含めた適正な価格転嫁の促進やエネルギーコストの抑制、賃上げ促進税制や助成金の周知・拡充、人材投資による生産性向上への支援拡大が重要であり、引き続き国民民主党の理解と協力を求めるとの要請がされました。

国民民主党の玉木代表からは、今年の賃上げにおいてU Aゼンセンが先頭に立って取り組んでいただいた





結果、昨年を上回る成果が得られたことに敬意を表する。U Aゼンセンの政策は社会全体の課題を反映している。国民民主党はU Aゼンセンの政策を全面的に支持し、共に実現に向けて取り組むとの決意が示されました。

懇談では、製造産業部門、流通部門、総合サービス部門より次の要請がされました。

1. 継続的な賃金引上げを実現するための環境整備の促進
2. 働き方に中立的な社会保障制度の構築
3. 安全衛生水準の向上
4. 不公正な取引慣行の改善



5. 国際的な公正労働基準の順守と人権尊重の推進
6. 薬価・材料制度の抜本的見直しや医療DXの推進およびヘルスリテラシーの強化
7. カスタマーハラスメント（悪質クレーム）対策の推進
8. 万引き犯罪防止対策の強化
9. 領収書などにかかる印紙税の廃止
10. 店休日（営業日）と正月休業の法制化
11. 介護従事者の処遇改善と人材確保に向けた対策強化
12. 「白タク」行為の取締まり強化とライドシェア（TNCサービス）の課題、利用者の安全・安心を確保する制度構築

国会審議

第213回通常国会では、本会議や法務委員会にて延べ38回の質疑を行いました。その一部を報告させていただきます。

予算委員会

3月5日、「自民党の裏金問題」、「年収の壁対策」、「適正な価格転嫁（労務費を含む）」、「ドラッグラグ・ロスの解消」、「グリーン・トランスフォーメーション（GX）の諸課題」など総理の認識を問いました。

「自民党の裏金問題」

自民党の裏金問題について、衆議院の予算委員会や政治倫理審査会（政倫審）で1か月以上議論されたが、自民党の真相究明への取り組みが見えないと指摘。真相究明に繋がる答弁がないと、問題が長引き国民の政治不信はぬぐえず、原因究明がなければ再発防止策は講じられないと指摘。参議院の政倫審で全ての当事者が出席し、質問にしっかり答え



るよう訴え、岸田総理の認識を問いました。

総理は「従来から申し上げているように国民の皆さんの政治不信を払拭するためには、関係者が事実を明確にし、説明責任を果たすことが大変重要」、参議院での政倫審の対応については「ルールに従って説明責任を果たしてもらわなければならない」と応じました。

「年収の壁対策」

3年前の年末、決算本会議において私が「年収の壁」の問題を指摘し、翌年の予算委員会で数次にわたり議論を行った結果、総理は全世代型社会保障構築会議での議論を約束し、その後の取り組みにより昨年10月に「年収の壁・支援強化パッケージ」（支援強化パッケージ）が示されたこと

は評価します。

厚生労働省は、本年1月末時点で支援強化パッケージにより14万4千人が「年収の壁」を超えて社会保険に加入すると見込み、さらに壁を意図して就労している者が60万人いると発表しました。しかし、野村総合研究所のデータによると、年収130万円未満のパートタイム労働者は655万人に上り、また内閣府の調査では、就労時間を増やせる人



は男女合計で265万人いるとされています。厚生労働省の60万人という試算には疑問が生じることを指摘しました。

また、支援強化パッケージの一環として、キャリアアップ助成金を活用し、パート・アルバイトの雇用者を106万円の壁を超えて健康保険や厚生年金に加入させつつ、手取り収入を減らさない取り組みを行った事業主に対して、労働者一人あたり最大50万円を支援する仕組みが設けられました。しかし、働く側からは「会社がやる気がなければ従業員の意思だけでは決められない」、企業側からは「2年で終わる可能性がある支援制度に安易には乗れない」との声があることを指摘し、支援強化パッケージの暫定措置終了後の対策について早期に示すよう要請するともに、中立的な立場から「年収の壁」を超えて働くことのメリットとデメリットについての広報活動を強化するよう求め、総理大臣および厚生労働大臣の認識を問いました。

総理は、暫定措置終了後の対応策について「被用者保険のさらなる適用拡大など、次期年金制度改正に向けての議論を開始している」、広報活

動については「現在、被用者保険加入のメリット等に関する広報資料を作成している。これらを活用して積極的に周知や広報に取り組んでいく」と応じました。

厚生労働大臣は、2年間の暫定措置終了後の対応策の明示について「本年12月までに年金部会で中期ビジョンを取りまとめる方向で進めている」と応じました。

「労務費を含む適正な価格転嫁」

公正取引委員会は、原材料費やエネルギー価格の高騰に加え、賃上げ原資を確保するために「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する



指針（指針）を昨年11月末に公表しました。また、WEBも活用し、全国で指針に基づいた説明会を開催しています。しかし、製造業を中心に中小零細企業における価格転嫁は停滞しています。指針については、労使双方から「知らなかった」との声が多く寄せられていることから、指針の広範な浸透には知恵が必要であると指摘し、今後の取り組みの検討課題とするよう訴えました。あわせて、価格転嫁の一連の取り組みを推進するこのタイミングで、取引慣行にも光を当てて公正な取引を促進し、適正な価格の実現を目指すことの重要性を指摘しました。

食品業界の取引慣習である賞味期限の3分の1ルールについては、食品ロスをはじめとする様々な問題が生じていると指摘し、取引慣行の是正に向けた業界間の自主規制とともに、公正取引委員会の積極的な関与を求め、総理大臣の認識を問いました。

総理は「3分の1ルールについては、食品業界・消費者等の情報連絡会での議論などを通じて官民連携で進めてきた。引き続き、政府全体としてこの問題の重要性に鑑みて取り組む」と応じました。

「ドラッグラグ・ロスの解消」

日本の医薬品市場では、未承認・未開発の医薬品（ドラッグラグ・ロス）の割合が欧米に比べて高い状況にあります。また、革新的な新薬（イノベーション新薬）の薬価も欧米に比べて低い水準にあります。ヨーロッパ各国と同様に、日本も政府が医療用医薬品価格（薬価）を決定する方式を採用していますが、それにもかかわ



らず、日本の薬価は依然として低い状況です。良質な医薬品を国民に安価で提供することは非常に重要であり、そのために後発医薬品の使用を促進してきました。しかし、新薬がなければ後発医薬品も存在しないため、後発医薬品のみ使用は、医薬品企業の新薬開発能力を低下させる可能性があると指摘しました。

また、日本の医薬品の輸入超過額は2022年に4.6兆円に達し、輸出を輸入が大幅に上回っている状況であることを指摘しました。あわせて社会保障給付費の削減のためこの間、中間年薬価改定を含め、様々な薬価の見直しが行われ、給付費削減の約4分の3が薬価の引き下げにより行われていると指摘しました。政府は、ものづくり産業の強化と国際競争力の向上が医薬品業界にとって重要であることを認識すべきと訴え、総理大臣の認識を問いました。

総理は、「医薬品産業の健全な維持と発展は、我が国の医療水準を向上させるとともに、経済全体を支えることにもつながる。昨年12月に『創薬力の向上により国民に最新の医薬品を迅速に届けるための構想会議』を立ち上げ、研究から開発、製品製



造までを日本で一貫貫した創薬エコシステムを目指して、アカデミアやスタートアップへの支援の在り方やドラッグラグ・ロスの問題について議論している。必要な医薬品が国民に安定的に提供されるよう取り組み、その上で全体の国際競争力を高めることを期待する」と述べました。

この答弁に対し、世界的に見て、日本以外の国では救われるはずの患者が、日本では必要な薬にアクセスできない状況が広がっていることに危機感を持っていただきたい。日本は技術立国として知られているが、医薬品業界においては薬価の引き下げなどの影響で競争力が明確に低下しているという危機感を共有願いたい。加えて、原材料費の高騰が続く中、医薬品においては公定価格制度のため価格転嫁ができない状況にあり、医療費削減の方向で中間年薬価改定

がなし崩しに行われ、収益力が低下し医薬品業界は非常に厳しい状況にあり、医薬品の価格転嫁についてのように対処するのかを検討したいと訴え、総理大臣の認識を問いました。

総理は「2024年度の薬価改定において、原材料費の高騰などに対応し、特例的に不採算となっている約2000品目の医薬品の薬価を引き上げるなど、薬価を下支えする措置を行う予定である」と応じました。

「グリーン・トランスフォーメーション(GX)の諸課題」

企業間で進むGX推進に向けた燃料転換には、限界があるとの声があります。例えば石炭から天然ガスへの移行に関しては、ガス企業の初期投資が巨額であり購入の安定性が不透明な場合、エネルギー供給側が消極的になり、計画が頓挫すると指摘されています。この課題を克服するためには、地域やコンビナート単位で組織されたエネルギー転換計画の策定が不可欠であり、GX推進を加速させる方が求められると指摘しました。

法務(本会議・委員会)

裁判所職員定員法改正案

4月4日、裁判所職員定員法改正案に関連し、裁判所職員の労働時間管理を強化し、訴訟の審理期間の短縮を目指す必要性を訴えるとともに、民事訴訟のIT化を推進するための人材確保の重要性を指摘しました。

裁判所職員の定員合理化については、令和2年度から令和5年度までの間に243人の合理化が行われています。令和6年度の裁判所定員改正法案では、裁判所事務官を44名増員し、裁判所技能職員を75名減員するとされ、減員される技能職員については、外部委託などによる業務効率化が検討されています。以前より裁判所職員定員法改正の審議において、労働時間の管理が適正でなければ



ば定員管理も困難と主張してきた結果、最高裁判所ではシステムによる労働時間管理が試行運用されることになりましたが、民事訴訟の審理期間が依然として長期化しており、今後、共同親権などの民法改正が成立すれば訴訟増加のリスクもあることから、体制整備の早期推進を求めました。また、民事訴訟の口頭弁論がWEB会議でも可能となり、IT人材の確保も今後ますます重要となると指摘しました。

※本法案は4月5日、国民民主党をはじめ賛成多数で成立しました。

総合法律支援法改正案

4月11日、「総合法律支援法改正案」の審査が行われ、日本司法支援センター(法テラス)における人員配置と給与改善の必要性を訴えました。

本法案は、犯罪被害者などに対する支援強化を目的とし、法テラスの業務に被害者の刑事手続きへの関与や損害の回復を図るための法律相談業務を追加するとされています。また、弁護士費用や司法書士費用の免除条件も、生活維持が困難と判断される場合に適用されることとなります。



質疑では、新たな業務追加に伴う

人員体制の整備や、常勤弁護士の給与水準の見直し、旅費などの規定見直しを求め、人材確保と業務品質の向上に努めるよう提言しました。また、相談費用等の免除に関する資力要件の緩和については、対応の一貫性を保つための統一基準の確立や情報共有の重要性を指摘しました。

※本法案は4月12日、国民民主党をはじめ賛成多数で成立しました。

民法改正案(共同親権および法定養育費の導入等)

4月19日、参議院本会議で、国民民主党・新緑風会を代表して、小泉法務大臣に対し、離婚後の共同親権導入を柱とする民法改正法案について質疑を行いました。

本法案は、離婚後の親権について、現行の単独親権に加えて共同親権を導入し、合意できない場合は家庭裁判所が決定します。DVや虐待が認められた場合は単独親権を維持し、養育費の滞納対策として優先的に財産の差し押えを可能とするほか、事前の取り決めができない場合でも、一定額を請求できる「法定養育費制度」を導入するとされています。

本法案を巡っては、反対派と賛成派で意見が鋭く対立しています。双方が深刻なDV被害や子ども連れ去りなどの事情を抱えており、法改正に合わせて双方の事情に寄り添った具体的な対策を速やかに講じる必要があります。その上で、「親権」の在り方を通じて「子の権利」を論じるのではなく、「子の権利保護」の議論が真に最優先されるべきと指摘し、「子の権利の定義と明文化」「共同計





画書の義務化への認識」「DV被害者を守るための体制の充実」「単独親権判断基準のDV被害の『おそれ』の『おそれ』とは」などについて小泉法務大臣に問いました。

大臣は、子の利益の定義について「人格が尊重され、年齢と発達が考慮されること、さらに別居や離婚後も父母双方が適切に養育に関わることに重要である」と述べ、子の権利要件の明文化については「新設される親の責務等に関する規定がこれに基づくものであり、法改正の趣旨が正しく理解されるよう周知広報に努める」、共同計画書の義務化に対しては「改正案では、養育計画の作成を必須としていないが、離婚時に両親が協議して養育計画を作成できることを明確にするため、監護の分掌を離婚時の協議事項に追加している」、DV

被害者を守るための体制の充実については「法案成立後、DVの防止を含む環境整備に関係庁と連携して、しっかり取り組んでいく」、DV被害の『おそれ』については「個別的・具体的な事案ごとに当事者双方の主張と証拠を総合的に考慮し、適切に判断されるものと考える」と述べました。

4月25日、離婚後の共同親権や法定養育費の導入などを含む民法改正法案に対して、子の利益に対する考え方などを法務大臣に問いました。

大臣に改めて「子の利益が親権よりも優先されるべきか」を問い、「子どもの養育に関する監護の問題でも子の利益を最優先すべきである」との法的解釈を確認しました。親権の行使や親権者の定めにおいても子の利益は最も重要であり、今後は離婚



後の親がどのように子に対する責任を果たすかを議論すべきだと指摘しました。具体的には、子の利益の基準をガイドラインなどで明確化することで、司法の判断がより透明になり、親同士の理解を深めることができるかと主張しました。

フランスでは、家事事件裁判官が暴力の有無を認定し、保護命令を発し命令に従わない場合は拘禁刑等を科すことで実効性を保っています。日本でも養育費の支払い等の裁判所決定に従わない場合、罰則規定の設置が必要と考えます。欧米の共同親権制度を導入した国々では、DV被害者を保護するための強力な措置が講じられています。日本では、DVシエルターが民間団体によって運営され、国の支援が限られていることが指摘されていることから、共同親権導入に伴うリスクに備えた準備が法施行までに必要であると

訴えました。

その上で、日本では離婚時における養育費や面会交流の取り決め率が非常に低い状況にあります。この問題に対処するためには、具体的にどのような施策が必要と考えるか、法務大臣の認識を問いました。

大臣は「養育費の確実な履行と親子交流の適切な実行が重要な課題であると認識しているが、国民全体で子どもの利益を優先する意識がまだ浸透していない。履行率を向上させるためには、先入観を持たずに柔軟で実践的なアプローチが必要であり、社会全体が子どもを優先する考え方を共有することが重要と考える。また法律の役割として、このような社会の在り方を促進することも必要であり制度だけではなく社会全体の理解と支持が不可欠である」と応じました。



5月7日、共同親権および法定養育費の導入等に向けた民法改正法案に対して午前・午後それぞれ4人の参考人から意見陳述を伺った後、法定養育費の導入で子育て支援につながるかや、祖父母への面会交流が付与された理由などについて参考人に問いました。

【午前】

山崎参考人に「改正案では法定養育費が導入されることになるが、実際に子育て支援に役立つと考えるか」、また「共同親権が導入され面会交流が今後進むと想定したときに、子どもに別居親が会いに来た際に同居親が懸念することは何か」を問いました。

参考人は、法定養育費について「非常に低い金額で設定されるのではないかと懸念があり、金額が一度設定されると変更が難しいと感じてい



る「面会交流で懸念されることは「多くのシェルターに入る母親やDV相談を受けている母親は、子供が会いたいと望むなら会わせたいと考えているが、危険が伴うため会わせることができない場合がある。特に住所を秘匿している場合、面会交流を通じて相手に居場所が分かっってしまう、押しかけてくるのではないかと不安を抱える。離婚後に母親が単独親権を持ち、面会交流を民間の支援組織に委ねたケースでは、父親が面会中に子どもを連れ去る事例もある。また、面会交流を通じて復縁を迫るケースも多発している。このようなリスクを避けるため、安全な制度設計が必要であり、それによって安心して子どもと別居中の親が会える環境を提供することが多くの母親の願い」と語りました。

沖野参考人に「裁判所で養育費が決

まっても支払わない別居親がいるが、裁判所の決定に反する行為を行った場合、罰則規定を設けることについてどのように考えるか」を問いました。

参考人は「この問題は非常に複雑と考える。一方で、サンクション（制裁）を確保することが非常に重要であるため、民事の枠を超えてどのように実効性を確保するかを考えることが必要である」と語りました。

熊谷参考人に「協議離婚の際には共同養育計画書策定の義務化により、確実な養育費の支払につながるの考え方があがるが、どのように考える



か」を問いました。

参考人は「共同養育計画があれば養育費の支払確保の上では有効であることは間違いないと思う」と語りました。

木村参考人に「面会交流（監護の分掌）の頻度を上げることにより養育費の確実な支払率が上がるなどのデータがあるが、どのように認識されているか」を問いました。

参考人は「養育費の確保の強化は非常に重要なことだと思うが、加害的な行為をした人と被害者が関わらなければいけないという状況も生まれてくる可能性がある。面会交流を増やせば養育費の支払率が上がるから面会交流を増やすという発想は非常に危険であり、養育費の支払と面会交流はきちんと分けて支払の確保をしなければいけないと思う」と語りました。



【参考人】

沖野眞巳氏 東京大学大学院政治学
研究科教授
熊谷信太郎氏 弁護士
木村草太氏 東京都立大学教授
山崎菊乃氏 特定非営利活動法人女
のスペース・おん代表理事

【午後】

法制審議会家族法制部会委員で
あった水野参考人に「今回の改正案
では、762条の2で祖父母に親子
交流の申立権が付与されているが、
どのようなケースを想定して書き込
まれたのか」を問いました。

参考人は「子どもの交流に関する
審査の申立権者を基本的には父母だ
けに限っている。祖父母などの親族
からの申立は、ほかに適当な手段が
ないときに限って認めるとしている。
例えば、祖父母とずっと同居してい
てひどく強い愛着を持っている場合



に、特に必要であると認められるの
ではないかということを書き込んで
いる」と語りました。

浜田参考人に弁護士費用について
「海外では離婚訴訟に成功報酬を認め
ない国もあり、一定の合理性がある
と思う。これに倣って日本でも成功
報酬ではなく国が費用を負担すると
いったようにするべきと思うが如何
か」と問いました。

参考人は「国の支援は法テラスの
民事法律扶助制度がありゼロと言
わないが、国費できちんとサポート
する制度がもっと広がっていけば一
層弁護士としても関与しやすくなる
のではないかと期待する」と語りま
した。

【参考人】

水野紀子氏 白鷗大学教授
浜田真樹氏 浜田・木村法律事務所
弁護士

鈴木明子氏 中央大学法学部兼任
講師 共同養育支援法全国連絡会母の
会アドバイザー兼共同責任者
熊上崇氏 和光大学現代人間学部
心理教育学科教授

5月9日、DV被害者やDV被害
者を支援されている方々の懸念事項
を訴え、政府に対応を求めました。

共同親権の議論では、DV被害者
の安全確保と子の連れ去り防止が最
優先課題です。1985年の男女雇
用機会均等法施行以降、社会の意識
は変化し、夫婦の育児共同参加が進
んでいます。共同親権導入時には、
居所の指定や親権行使で別居親の同
意が必要となるため、住所が知られ
るリスクや子どもの連れ去りの懸念
があります。これに対処するため、
子どもの日常生活への悪影響を回避
するための判断基準の明確化が求め



られており、基準が曖昧では裁判所
の信頼が損なわれる恐れがあると指
摘しました。

また裁判所の裁定によって親子交
流が認められても、拒否される事例
が後を絶ちません。こうした裁定に
従わないケースに対しては、一定の
強制力を持たせ、その実効性を担保
するための速やかな検討が必要と指
摘。あわせてDV被害者の状況が急
迫かどうかを巡って、支援者が逃げ
ようアドバイスした場合、後々争
いが生じることを恐れ、支援が萎縮
するとの声があります。法改正後も、
DV被害者支援のために急迫の事情
があると判断して支援を行う際、裁
判などで不利益を被らないよう、急
迫の事情に該当する事柄を予め明示
するよう訴えました。

単独親権が共同親権に変更された
場合、別居親の収入によって高校就





学支援金が受けられなくなる可能性があるがあると指摘されています。別居親が養育費を支払っていけば理論上理解はできますが、養育費を支払わなかった場合、共同親権となり見かけ上の収入が増えたことで支援制度を受けられなくなる可能性があることに対し、法務大臣の認識を問いました。

大臣は「法務省が主導して関係省庁と連携を深め、法が施行されるまでに不利益が及ばないよう対応をしっかりと煮詰める」と応じました。

5月14日、本改正案の一つの「法定養育費」の問題点を指摘し、政府の認識を問いました。

改正案には、養育費の取り決めをしないで離婚した場合に、補完的に対応する法定養育費の導入が盛り込まれています。しかし、定額制とな

る可能性が高く、金額が低く設定されるのではないかと懸念の声があります。また、養育費に先取特権が付与されますが、差押手続自体が複雑で当事者が対応できない場合、裁判所が差押の判断をすることになります。しかし、何を根拠に先取特権の判断をするのかという疑問も上がっています。さらに、別居親が財産を隠匿した場合、差押ができなくなるのではないかとの声もあります。

この懸念に対し、政府は強制執行の申立に際して、「監護親が別居親の財産を把握できない場合、財産開示手続や第三者からの情報取得手続により判明した財産に対して差押手続を行う」とし、差押手続については「一回の申立で財産開示手続や第三者からの情報開示手続により判明した給与債権に対する差押手続を連続的に行う仕組みを導入する」とし、煩雑



な手続きがワンストップで可能としています。しかしながら、制度を作るだけでなく、国民に対してしっかり周知しない限りは懸念を払拭できないとの指摘があり、周知徹底を求めました。

全く新しい概念である共同親権の導入にあたり、まずは子の利益・最善の利益に真摯に向き合い、それを前提として法律や運用の整備を行うことが議論の出発点であるべきと指摘。特に、離婚によって子が貧困に陥らないようにするための対策を最優先に考えるべきと訴えました。

その上で、法定養育費は最低限の金額を規定するものであり、監護の分担に基づく養育費の分担額の基準については現時点で不明確であると指摘されています。また、裁判所が作成している養育費算定表は父母の収入と子の人数のみを考慮要素とし

ており、受け取る側からは子の学費・進学費用が考慮されていない、支払う側からは住宅ローンなどが考慮されていないとの不満の声があります。

G7各国では、親権者や子の養育分担時間とともに、法的決定における考慮要素が明確にされています。日本でも、法定養育費と監護の分担を決定する際の考慮要素を明文化することで、国民の理解を促進することが求められています。また、判断基準の明確化により、裁判の迅速化にも大きく寄与することが指摘されています。法施行までの二年間の準備期間中にガイドラインを整理し、各省庁と連携して配慮すべき事項を明示することが重要であると訴え、法務大臣の認識を問いました。

大臣は「周知の方法や手段を詳細に検討し、国民に分かりやすく理解してもらえよう詰めてまいります」





と応じました。
 養育費の決定を適切に行うことは、子どもの貧困解消に極めて有効です。養育費の受け取り割合は、養育時間の取り決めがある家庭とない家庭では、取り決めを行っている家庭の方が倍以上の受け取り率となっており、共同養育を行う場合、養育時間と養育費の額がトレードオフすべきではないかとの指摘もあります。今後、共同親権が安定的に運用されるようになった際には、養育時間と養育費のトレードオフについても考慮



する必要があるのでないかと指摘した上で、調査研究を今から始めるべきと訴え大臣の認識を問いました。
 大臣は、「指摘は子どもを実質的に守るための重要な視点を持っていることを理解した。その問題意識については、今後も十分に理解を深めていきたい」と応じました。

5月16日、「離婚後の養育計画に関する調査研究」によって作成されるモデル計画書の位置づけ等について政府の認識を問いました。

離婚後の子の養育計画に関する調査研究業務の入札が既に行われています。モデル養育計画書の策定においては、中立性や客観性の担保が重要であることから、今回の調査研究においては、中立性などを確保するために中間的な成果を関係者にフィードバックすることを提言し、法務大臣の認識を問いました。

大臣は「初めての取り組みであり、早い段階でフィードバックを行い反応や示唆を受けながら、進めていくことが適切と考えている」と応じました。

裁判離婚の事由について、消極的破綻主義から積極的破綻主義への変



更を求める声があります。離婚訴訟は一方が望まなくても判決により強制的に離婚させる手続きであり、離婚請求には相当の根拠が必要です。現在の裁判では、婚姻が既に破綻している場合に離婚を認める破綻主義が採用されています。しかし、責任がある有責者からの離婚請求については、道義的・倫理的な問題から認めない消極的破綻主義が運用されています。現在、徐々にではありませんが、消極的破綻主義から積極的破綻主義への移行が見られます。

有責主義が重視されると、相手の責任を裁判で争うことになり、離婚した夫婦がその後の子の養育・監護に協力できるのかという問題が指摘されています。離婚後の共同親権との整合性を図るため、子の最善の利益を優先する観点から、破綻主義の考え方に変更すべきと

提言しました。
 また、子の最善の利益を公益上の極めて大切な権利と位置付け、両親による取り決めに遵守させるため、裁判所の裁定を侵害する行為に対しては公法上の制裁規定を適用すべきとの指摘があり、これに対し法務大臣の認識を問いました。
 大臣は、「非常に本質的な問題を視野に捉えた重要な枠組みの提示であり、我々も法的な枠組みとして捉えて子の幸せのために研究を進めたい」と応じました。
 5月17日、参議院本会議で国民民主・新緑風会を代表して、共同親権と法定養育費の導入等を含む民法改正案に賛成の立場で討論を行いました。
 日本人の国際結婚とそれに伴う国際離婚が増加し、「子どもの連れ去り」





が問題化しています。日本はハーグ条約を締結しているため、子どもの連れ去り対策が国際的に求められています。討論ではこれらの背景を踏まえ、政府に対し法の施行までに必要な整備・検討を行うよう次の点を提言しました。

● 改正案では、父母が互いの人格を尊重し協力して子の利益を考える責務が明確にされています。適切な子の養育を進めるためには、負担が偏らないよう配慮し、講座や共同養育計画の支援を促進し、裁判外紛争解決手続の利便性を高め

る措置が必要であり、関係省庁や地方自治体と連携し、迅速に必要な施策を検討・実施すること。

● 法務省は今後、養育費の受給や親子交流の実態調査を継続的に行い、諸外国の運用状況を参考に、適切な養育費水準や日本における親子交流の在り方、「監護の分掌」に伴う養育費負担の在り方について検討し、必要な措置を講じること。

● 国は、親子交流を促進するために予算を付けて、実績のある団体に業務委託するなどの体制整備を行うこと。

● 共同親権を巡る裁判所の裁定に対して不安の声が上がっている中、適正な裁判を行うために裁判官および裁判所職員の人員体制の整備を速やかに行うこと。

● 「子ども基本法」を公益性の高い社会法として位置付けることにより、フランスなどと同様に、裁判所が裁定した養育費や親子交流などの子どもの権利を侵害する行為に対して、公法上の制裁規定の適用を検討すること。

● 今回の民法改正は、子どもの最善の利益を守ることに主眼を置いて

離婚後親権のあり方を議論してきた。離婚判決が共同生活の解消を目的としている以上、財産分与や養育・監護の解決を判決の前提とするような制度の導入を検討すること。

※本法案は5月17日、国民民主党をはじめ賛成多数で成立し77年ぶりの改正となりました。

出入国管理法および技能実習法改正案

5月24日、参議院本会議で国民民主党・新緑風会を代表して、「出入国管理法および技能実習法改正案」について政府の基本的な認識を問いました。

本法案は技能実習制度を廃止し、育成就労制度を導入して外国人労働者の在留資格を「特定技能」の水準まで育



成することを目指しています。具体的には、転籍条件の緩和、監理団体を改組して監理支援機関とし外部監査人を設置、外国人技能実習機構を改組し外国人育成就労機構とした上で、外国人への相談援助業務を追加して支援・保護の強化を図るとされています。また、故意による公租公課の未払いに対しては永住在留資格を取り消すことができるとしています。日本の生産年齢人口の減少に伴い、人材不足が深刻化しており、外国人労働者の受け入れは経済的な課題にとどまらず、社会の安定性を確保する重要な課題とされています。技能実習制度を通じて安価な外国人労働力を導入してきましたが、劣悪な労働環境に伴う失踪や不法在留者による犯罪が社会問題となっています。

外国人政策は中長期的な国益を考慮すべきであり、単なる労働者不足対策に留まるべきではありません。

日本は「選ばれない国」の道を辿っており、経済と社会の両面から豊かな国への成長を目指すためには、国益を重視した誘致政策が必要であり、この観点から、総理が目指す「外国人との共生社会」の将来像や、実習実施者による労働基準法違反が後を絶たない理由、また労働基準関係法令違反解消の具体的な対策などについて、岸田総理、小泉法務大臣、武見厚生労働大臣に問いました。

総理は、目指すべき外国人との共生社会について「日本人と外国人がお互いに尊重し、安全・安心に暮らせる社会を実現することを目指す」と述べた上で、「外国人の人権に配慮しながら、ルールに則って外国人を受け入れ、適切な支援を行う。そしてルールに違反する者に対しては厳正に対応する」と述べました。さらに、実習実施者の労働基準関係法令違反については、「育成就労制度では、監理支援機関の独立性・中立性の確保、やむを得ない事情による転籍の範囲の拡大・明確化などを行い、外国人の適正な待遇が確保されるよう努める」と述べました。

法務大臣は、労働基準法令違反の解消に向け「育成就労制度で監理支

援機関の独立性・中立性を確保し、厚生労働省と連携して違反防止に努める」と述べました。また、厚生労働大臣は、「外国人育成就労機構の指導監督機能と支援保護機能の強化、外部監査人の選任義務化による監理支援機関の独立性・中立性の確保、労働基準監督署との連携強化により、労働基準法令違反の解消に取り組む」と述べました。

5月28日、冒頭、政府の本法案の説明を聞いてみると、主に人手不足対策を中心とした近視眼的な議論が展開されていることに遺憾である旨を述べ、今後どのようなところに目配り・気配りをしながら外国人の受け入れを進めていくかについて議論を進めるべきと指摘しました。

その上で、転籍要件の「やむを得ない事情」の該当事例として、雇用



契約上明示された賃金と実際の処遇に差異が生じた場合や、労働者の心身の安全を脅かす行為が含まれるかどうかについて、法務大臣に問いました。

大臣は「基本的にあらかじめ示された労働条件と事実が相違する場合には、やむを得ない事情に該当する」「職場内での暴行、常習的暴言や各種ハラスメントが発生している場合についても、やむを得ない事情に含まれる」と応じました。

この答弁に対し、どのような行為・言動がハラスメントに該当するのかを明示することが極めて重要であり、受け入れ企業側が分かりやすく対応できる取り組みを進めるよう提言しました。

育成就労制度において、転籍要件を1年以上とする場合、昇給やその他の待遇の向上義務を確実に満たす

必要があることを確認した上で、処遇の向上を図るためにあえて1年目の水準を低く設定する可能性があることを指摘し、大臣に1年目の処遇の適正性をどのように確保・確認するのかを問いました。

大臣は「労働法令等に違反する場合は厳正に対処する。待遇向上の内容などを含む労働条件に関する情報の透明性を高め、情報が外国人にしっかりと説明されるようにすることで、外国人が受け入れ機関を選択する余地を与えることも重要と考える。指摘された取り扱いで外国人の利益が不当に害されることがないように、適切に取り組む」と応じました。

この答弁に対し、額面給与と手取り額の違いから不満が生じ失踪者が出ている現状を踏まえ、十分な説明と納得が必要と指摘しました。また、転籍をめぐる混乱を防ぐため、「やむ



を得ない事情」があれば期間中でも退職できることを契約上理解させる必要があると指摘。さらに外国人労働者の労働災害発生件数が高いことから、日本語教育を含む安全衛生教育の取り組みを進め、受け入れ時には厳格な管理が必要と提言しました。

5月30日、法制審議会「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」の座長を務めた方などの参考人から意見陳述を受け、その後質疑を行いました。

田中参考人に、転籍の制限について「当分の間」として同一受け入れ機関での就労期間が1年から2年と設定されているが、この「当分の間」を解除するための要件は何か、また「本法案に故意による公租公課の未払いによって永住権を剥奪する」とされていることについて、公租公課の



未払いという言葉の意味について見解を伺いました。

参考人は「有識者会議では『当分の間』について具体的な条件がクリアされたら解除されるのかという議論には残念ながら至らなかった。私個人の見解では、育成就労制度が転籍を含めてどの程度効果的に実施され、その過程で人権侵害等が起きていないことをしっかりモニターし、結果が適正であれば、もう緩和してもよいという判断になるのではないかと述べました。

また、公租公課の未払いによる永住権の剥奪に関しては「有識者会議が終わってから事務局より説明を受けたため、政府が使っている概念については答えられない」と語りました。

鳥井参考人に、技能実習制度下で外国人労働者に関わる諸問題が多々



発生している中で、改善によってこれらの問題を解決するための方策について問いました。

参考人は「日本に来る外国人労働者は情報不足であり、日本語能力の問題や職場の相性の問題がある。また、技能実習制度は職種が限定されているにもかかわらず、実際の業務が違う場合もある。したがって、日本に来る労働者に対しては、正しく情報を伝えることが必要」と語りました。

【参考人】

田中明彦氏（独立行政法人国際協力機構理事長）

鳥井一平氏（特定非営利活動法人移住者と連帯する全国ネットワーク共同代表理事）

曾徳深氏（横浜華僑総会顧問）



6月6日、永住資格を取り消す要件として「公租公課の滞納」を新たに規定するとされた理由等を総理大臣および法務大臣に問いました。

そもそも永住権を取得するためには、公租公課の滞滞のない支払いを10年間続けることが前提となります。そのため、永住権の有資格者が公租公課の支払いを意図的に怠ることは考えにくいと思われま。それにもかかわらず、有識者会議の議論も経ずに今回の改正案に盛り込まれた理由、ならびに破産や失業により公租公課の支払いが滞納した場合に永住権の剥奪となるのか、総理大臣に問いました。

総理は「永住許可後の在留期間更新手続きがないため、一部の者が公的義務を履行しない場合があり、不公平感を助長する恐れがあるため制度を適正化する。また、公租公課の





支払いを故意に怠る場合に限り剥奪対象とし、破産などのやむを得ない場合には該当しない」と述べました。

また「故意」について、民法では「他人の権利を侵害した者は損害を賠償する責任を負う」とされ、刑法では「罪を犯す意思がない行為は罰しない」とされています。法務大臣に今回の出入国管理法改正案における「故意」はこれらには該当せず、「過失による公租公課の未払い」は「故意」に含まれないことを確認するとともに、「故意」の解釈や悪質な行為をガイドラインに明記するよう求めました。

大臣は「多くの方の意見を聞き、しっかりとガイドラインに示せるものを作る」と心じました。

なお、特別永住許可は特別法に基づくため、改正案の対象外であることを確認しました。

6月11日、外国人育成就労機構の在り方およびワンストップで育成就労者の相談等に対応できる組織体制について、法務大臣の認識を問いました。

育成就労産業分野の設定にあたっては、国内労働市場への影響を総合的に検討する必要があります。政府はこの点について、国内労働市場への影響をどのように検討しているのか。また、設定にあたっては生産性の向上や国内人材の確保のための取り組みを既に十分行っているにもかかわらず、それでも人手不足となっている分野を設定することが重要と指摘し、見解を問いました。

大臣は、育成就労受け入れ分野について「有識者、労使団体等で構成する新たな会議体を設け、生産性向上や国内人材確保のための取り組みが十分に行われているかを確認の上



で議論・検討し、その意見を踏まえて最終的に政府が決定する」と応じました。

この答弁に対し、育成就労の設定産業分野については、スキルアップによって自動的に日本人との同一労働同一賃金が実現することで適正な運用につながると指摘し、新たな会議体の検討課題にするよう提言しました。

外国人育成就労機構については、今後外国人労働者の増加が見込まれる中、適正な業務運営のために、職員の人材育成を含めた十分な体制が必要と見られます。政府が具体的にどのような人材育成プログラムや体制整備を計画しているのか、法務大臣に問いました。

大臣は「法案成立の暁には、まず機構に入り、トップと共に話を詰め、2か月程度かけて、運営方法、ガバ

ナンス、職員研修、増員の必要性についてしっかりと議論し、大臣直轄で対応する」と心じました。

この答弁に対し、今後100万人に達する育成就労の外国人が入ってくると考えると、外国人育成就労機構だけで対応するのは物理的に限界がある。ハローワークなどの組織を活用して育成就労者の相談対応を行うべきと指摘し、省庁横断的な対応により、ワンストップで様々なミッションに対応できる枠組み・組織作りを検討するよう求めました。

6月13日、特定技能外国人の支援強化や送り出し機関の不当な手数料への対応強化について、法務大臣の見解を問いました。

現行の技能実習制度では、技能実習評価試験の具体的な内容や定期的な試験実施状況について、労使が参画する専門家会議で議論されています。しかし、特定技能評価試験の内容は公の場で議論されていません。そのため、労使を含む新たな会議体で特定技能評価試験と育成就労評価試験の内容や運用状況を定期的に確認し、特定技能労働者への支援を強化するべきと訴えました。

有識者会議の最終報告書では、現行の特定技能実習制度において、分野別協議会に加え、技能実習制度で設けられている地域協議会の活用を推進するとされています。産業や各地域の課題を正確に把握し改善につなげるためには、こうした協議会が公開の場で開催されることが極めて重要と指摘し、法務大臣に分野別協議会や地域協議会で把握した課題を具体的にどう反映させるのか問いました。

大臣は、協議会の公開について「透明性を高めるために一定の公開を行うことは重要である。現在は議事内容を各省庁のホームページで公開しているが、今後は適切な情報公開の在り方を具体的に検討する」と述べました。また把握した課題の反映については「協議会で共有された情報や議論の結果を制度の運用に適切に



反映させることが重要であり、そのために必要な情報のフィードバックの方法について、今後、育成就労を共管する厚生労働省や関係省庁と連携して詳細を検討していく」と応じました。

政府は、外国人が支払う手数料を適正に分担する仕組みを導入する方針を示していますが、この仕組みは関係者の意見を踏まえて決定される予定です。仕組みづくりにあたっては、日本政府は相手国政府に対し、問題のある送り出し機関の事業ライセンスを更新しないことや、悪質なブローカーを排除する制度設計を求め、法務大臣の認識を問いました。

大臣は「MOC（二国間協定）の実効性を確保するためには、MOCに規定する認定基準を満たさない送り出し機関からの新規受け入れを一定期間停止することや、日本側からの通報に誠実に対応しない場合、当該国からの受け入れ自体を停止することもあり得る」と述べました。

この答弁に対し、例えばベトナムの場合、送り出し機関の手数料の上限は3,600米ドルであるにもかかわらず、技能実習生に理由をつけて手数料を上乗せする状況が続いてい

ると指摘。その結果、多くの実習生が巨額の借金を抱えて日本に來ている現状を踏まえ、日本政府としてMOCを締結する際に実効性を精査することが必要と訴えました。

特定技能制度における実地調査は、入管庁が定期的に行う調査と、特定技能所属機関の届け出や特定技能外国人からの相談によって疑義が生じた場合に行われる臨時調査があります。臨時調査に伴い、特定技能外国人や日本人従業員が証言したことで不利益を被ることがないように万全の配慮を行うことが求められると指摘し、法務大臣の見解を問いました。

大臣は「特定技能制度における調査では、情報源を明らかにせず、同意が得られない場合は情報源を秘匿して調査を行っている。引き続き特定技能外国人等が不利益を被ることがないよう調査を行い適正化に努め



ていく」と応じました。

なお、本法案は同日委員会採決が行われ国民民主党をはじめ賛成多数で可決された後、法案の実効性等を担保するため連合の意見を含む29項目の附帯決議を付しました。

【附帯決議の一部抜粋】

● 我が国が外国人労働者にとって魅力的な働き先となり、長期就労を促進するため、生活・就労環境の整備と適切な法の運用に努め、技能向上や賃金などの待遇改善、受入れ体制の整備、生活環境の整備、社会保障制度の周知、文化理解の増進など、総合的な取り組みの検討を進めること

● 政府は、育成就労・特定技能外国人労働者の労働災害を減らすため、安全衛生管理体制の強化、母国語支援、安全教育の充実、技能習熟度の確認など実効性のある方



策を検討し、実施すること

● 今後、育成就労を経た特定技能外国人の増加が見込まれる中、これら外国人に対する人権侵害の有無を含め、育成就労及び特定技能の両制度が適正に運用されているかの調査を行うなど、実態の把握に努めること

● 政府は、外国人労働者をめぐる労働・雇用管理に関する問題が発生している状況に鑑み、外国人雇用管理指針を含め、外国人労働者の雇用管理に関する法令の在り方についての検討を行うこと。その際、労働政策審議会等、労使が参画する会議体において必要な議論を行うこと

6月14日、参議院本会議で出入国管理法および技能実習法改正案に対して、賛成の立場で次の7項目について法施行までに制度設計に求められている点を指摘しました。

1. 永住資格の取り消し規定について

永住資格の取り消し規定を巡る改正法案に「故意に公租公課の支払いをしないこと」という条項が追加され、議論が巻き起こりました。法案の条文が、税

金や保険料のうっかり滞納でも永住資格が取り消される可能性を示唆しているため、永住資格者の不安が広がっています。法務大臣の答弁により、過失や支払い能力の欠如による未払い、特別永住資格、過失による交通違反などは対象外であることを確認しました。今後、政府には詳細な運用指針やガイドラインの整備が求められていること。



2. 景気変動リスクを踏まえた国内労働市場との調整について

外国人労働者の受け入れ拡大には、景気変動のリスクを考慮し、国内労働市場との調整が不可欠です。景気が悪化すると日本人労働者との雇用競争が発生する可能性があり、欧米諸国でも景気後退時に移民排斥運動が起こる例が見られます。このため、国内の産業別労働市場との調整が重要であり、技能実習制度における分野別協議会や地域協議会の機能強化と意思決定プロセスの透明化が求められていること。

3. 特定技能産業分野の選定プロセスの透明化について

特定技能産業分野の選定プロセスの透明化が求められています。これまでの制度では透明性が欠けており、国内労働市場に大きな影響を与える可能性があります。今回の法改正では、有識者や労使で構成される会議体を設置し、公開の場で議論することが重要です。これにより、選定プロセスを透明化し、公正な判断を促進すること。

4. 労働基準関係法令違反解消のための具体的な対策

技能実習実施者による労働基準関係法令違反が後を絶たず対処が急務です。法案審議で法務大臣は「国籍に関係なく、同一労働同一賃金の原則を守る」と明言しましたが、具体的な手法は今後検討されます。特に労働安全基準の違反、長時間労働、割増賃金の未払いなど、違反が多発している問題に対する具体的な対策を法施行前に講じること。

5. 一定の日本語能力を受け入れの要件にすること

日本語教育のあり方について速やかに検討する必要があります。言語教育の不足は在留外国人の雇用機会を制限し、低賃金で不安定な就労を強いることで新たな貧困層を生み出します。



これにより社会保障制度への依存度が高まる一方、外国人は寄生者とみなされることがあります。西欧諸国では移民言語政策が言語習得を強調する方向に変化しており、日本でも社会の安定と共生のため、日本語教育の水準を高めること。

6. 1年を超えた転籍制限と労働基準関係法令との整合性

転籍制限の法文が「1年から2年までの範囲内で設定する」と曖昧で論点となりましたが、法案審議で法務大臣は「雇用契約違反があれば例外なく転籍可能」と答弁し、懸念が軽減されました。ただし、1年以上の拘束は労働基準法に矛盾します。外国人労働者が働き続けたいと思える環境整備が求められていることから、関係省庁はその実現に向けて取り組むこと。

7. 悪質な送出国機関規制および借金問題の抜本解決の取り組み

技能実習生が母国の送出国機関に多額の借金をしている問題について、日本政府の対応はこれまで悪質ブローカーの受け入れ停止にとどまっています。政

府は監理団体による質の高い送出国機関の選定と手数料の情報公開を求めています。悪質な送出国機関の選定と手数料の情報は、上限を超えた手数料の徴収が続いていることに対し、政府は送り出し国と悪質な送出国機関の受け入れを完全に排除する厳格な二国間協定の締結を促すこと。

本法案は6月14日、国民民主党をはじめ賛成多数で成立しました。

法務及び司法行政等に関する調査

3月22日、万引き犯罪の対策強化を訴えるとともに、昨年成立した出入国管理法等の審議の中で大臣と確認した事項や附帯決議への対応状況について問いました。



【万引き対策の強化】

警察庁の統計データによると2003年から2023年までの間で、全刑法犯罪に占める万引き犯罪の比率は5.2%から13.9%に増加しています。また全国万引き防止犯罪機構による実態調査によれば、2022年度の小売業の年間売上高約150兆円に対する不明ロスの割合は0.42%で、額では6320億円です。このうち、万引き等の被害割合・額は56%約3560億円と推計され、看過できない状況となっています。

万引きという呼称が微罪意識につながっているとの指摘があります。そのため、呼称を見直すとともに、前科主義（過去に懲役刑、禁固刑）を重視する運用を見直し、初犯でも必要に応じて検察送致することを訴えました。加えて、被害者である

事業者の被害届出手段の簡素化を図るよう求めました。

また、万引きの再犯防止や更生支援の充実、精神疾患による万引き常習者に対する医療・福祉支援の必要性を指摘しました。加えて、盗品取引の場として活用されているオークションサイト・フリマサイトにおける盗品の排除と適切な措置を講じるよう訴えました。

【入管法・技能実習法改正】

外国人との共生社会を実現するためには、技能実習法の抜本の見直しと育成就労の議論が必要です。入管行政が限られた人手や予算で運用されている実態が昨年の入管法改正審議で明らかになり、体制整備が進められています。しかし、増加する外国人の出入国状況に対応するため、一層の体制整備や職員の育成など多くの課題があることを指摘し、法務



大臣の認識を問いました。

大臣は「指摘のとおり、外国人との共生社会を実現し推進するためには、制度だけでなく、それを支える出入国管理庁の体制整備や環境整備が非常に重要である。これまでも人員体制やIT環境の整備に努めてきたが、今後も人員確保と必要な予算の確保に取り組む」と応じました。

4月2日、昨年の出入国管理法の改正に伴い、難民申請者数の動向や難民認定審査に要する時間の変化を確認し、その要因を調査・分析するよう指摘しました。また、難民認定者や在留特別許可者の自立支援のため、定住支援プログラムの充実を求めました。

2023年の難民認定申請者数は13,823人となり、2022年と比べて10,051人増加しました。



一方、難民認定審査における一次審査の平均処理期間は、2022年の33.3か月から2023年には26.6か月に短縮されました。しかし、入管庁はこの結果について分析していないため、法改正による影響があるのか慎重に調査・分析すべきと指摘しました。

また難民認定者数および在留特別許可が増えている中で、難民認定者等への自立支援策が不足しているとの声があります。難民認定者等の自立を促進するための支援策には定住支援プログラムがあります。しかし、定住支援プログラムの運営にあたっては、難民認定作業は入管庁、その後の生活ガイダンス・生活費・居住費支援は外務省、日本語教育は文部科学省、職業相談・職業紹介は厚生労働省がそれぞれ担当しています。ワンストップで運営されていない

め支援が不足しているとの指摘があり、縦割りを改善し、風通しの良い制度とするよう訴えました。

4月9日、外国人受け入れ政策の基本理念について法務大臣に問いました。

今国会では、技能実習制度の見直しと外国人労働者の受け入れ、共生社会推進に関する法案審議が予定されています。これまでの取り組みは一貫性に欠け、個別対応に終始しています。外国人の自立を支えるためには、一貫性のある政策が必要です。学ぶ、住む、働く、家族生活、老後の生活を含めた総合的な政策の重要性を指摘し、超少子高齢化社会での労働力としての外国人受け入れの基本理念について見解を問いました。

大臣は、基本理念について「共生社会を築くため、外国人を受け入れ



る新しい開国が法律改正の根底にある」「一貫性ある政策については「外国人労働者のライフサイクルを大きな視野で考えることは、まだ議論が必要な課題」、外国人労働者については「中長期的には生活者として共生社会の仲間になる」と応じました。

この答弁に対し、「労働者から生活者への切り替えは難しい問題であり、政策を整理し設計することが重要」と訴えました。

4月18日、「こども人権110番」の有料通話や受付時間の課題を指摘し、子どもが利用しやすい環境を整えるよう訴えました。

今後、参議院で審議される離婚後の共同親権や養育費の履行確保に向けた民法改正法案に関連して、「こどもの権利」にも注目が集まっています。

法務省は、「いじめに遭い学校に行

きたくない」「家族から嫌なことをされる」「部活動で暴言・暴力を受けている」など、先生や親には話しにくい悩みを相談できる「こども人権110番」を設置しており、全国50の法務局職員および法務大臣から委嘱された人権擁護委員の280名が対応しています。しかし、このサービスの昨年の利用件数は19,251件、1法務局の1日あたりの相談件数は約1件で、いじめ認知件数681,948件、不登校件数299,048件、虐待件数219,170件に比べると非常に少ない状況です。

この現状に対し、こども人権110番の利用が進まない理由として、「人権」という言葉が子どもには理解しにくいこと、フリーダイヤルの窓口を設けているものの有料通話であること、IP電話から接続できないこと、相談電話の受付時間が平日の朝8時半



から夕方5時で子どもが学校にいる時間帯で相談できないこと、ミニレターが役所的な文書であることを指摘。また、心を痛めている子どもは音声電話に抵抗感が強いいため、チャット（つぶやき）対応が重要であると訴え、法務大臣の認識を問いました。

大臣は「人権」という言葉について「これは大人の用語であり、子どもの心をつかめる新しい言葉に置き換える必要がある。子どもの目線に立ち、専門家の意見も取り入れながらわかりやすくすれば、認知度が上がると思う」、通話媒体については「多様性を持たせることが重要であり、無料通話も含めきめ細かく配慮する必要がある」と応じました。

5月23日、今後、議論が本格化する技能実習法の改正と育成就労について



法務大臣の基本的認識を問いました。

今後、出入国管理法ならびに技能実習法を改正して「育成就労」とする議論が始まることに先立ち、今回の法改正を行うにあたって絶対に守らなければいけないことは、「外国人といかに共生社会を築いていくか」また「受け入れる外国人を安い労働力として決して扱わないこと。そのためには、日本人・外国人を問わず同一労働同一賃金の原則が確実に守られるこの一点にある」ことを強く訴え、法務大臣の認識を問いました。

大臣は「同一労働同一賃金が厳格にしっかりと適正に適用されるよう全力を尽くす」と述べました。

この答弁に対し、「現状は、労働基準監督機関が指導・監査に入った事業所のうち70%以上に違反が見受けられた状況であり、大臣の答弁を実現するためには並大抵でない措置が

必要である」と指摘しました。

6月18日、保護司の高齢化や定員割れが続く中、現行の保護司制度の課題等について指摘し、今後の対応について提言しました。

滋賀県で保護司を務めていた方が殺害され、担当していた保護観察対象者が6月8日に逮捕されるという事件が発生しました。この事件により、保護司として活動するリスクが浮き彫りとなり、他の保護司の動揺や新規保護司の減少が懸念されています。

保護司の高齢化が進み、約4.6万人の平均年齢は65歳を超えています。法務省は現在、第二次再犯防止推進計画に基づき「持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会」を設置し、検討を進めています。今年3月28日には、中間報告として、現役世代が





仕事をしながらでも長く保護司活動を続けられる環境整備を進める方針が示されました。65歳まで、さらには70歳まで働く時代が到来する中、持続可能な保護司制度の在り方を考える必要があることを指摘しました。

また保護司の定員52,500人に對し、一割以上の定員割れが続いています。検討会の中間報告では保護司数の上限維持が示されましたが、滋賀県の事件を受け、複数人での保護観察対応が必要になると人手不足が深刻化する懸念があります。現行の地域の推薦を受けた者を法務大臣が委嘱する方法のみでは保護司の確保は難しいことを指摘し、企業の人事経験者やPTA役員などを含む採用基準とプロセスの見直しが必要と提言しました。併せて保護司の実費弁償金支給規則は、2004年に制定されましたが、それ以降改定がさ

れていません。物価上昇や様々な環境の変化に対応するため、この費用弁償の見直しが必要と指摘しました。

行政監視(本会議・委員会)

2月19日、参考人の方に政府や地方自治におけるDX推進のための課題解決策を伺いました。

昨年訪問したエストニア政府は、2001年にデータ交換基盤X・Roadを導入し100%の電子国家となるとともに年間300万時間の労働時間の短縮を果たし、ヨーロッパで行政DXが最も進んでいきます。一方でエストニア国民が速やかに100%の電子IDを取得できたのは人口が135万人であると考えたときに、日本が本格的に行政DXを導入しようとした場合にどのような障害があり、それを解決するため



にはどのような方策を講じるべきか庄司参考人に伺いました。

参考人は「ヨーロッパの数百万人規模の国は、日本では県に相当する。また、日本政府をヨーロッパのEUに相当すると考え、政府は統一的な方針を示しつつ、実際の運用は各都道府県にある程度委ねることで、政治的な調整コストの削減や機動的な対応、地域の特性に合ったカスタマイズがしやすくなると考えられる」と語りました。

横尾参考人に政府の生産性を意識したガバナンスを推進していく上で、日本が実践していかなければならないことや、参考人の陳述においてコロナ禍で保健所が病院からFAXで送られてきものを手入力していたことなどを例に「日本はデジタル敗戦」と述べられた根源的な理由と現在の状況をどのように捉えているのか伺いました。

参考人は、政府の生産性を意識したガバナンスについては「要るもの不要らないものを峻別し、必要なものについては、より効率的な方法を探すことは欠かせない。また、インプットとアウトプットを数値化して生産性が見える化と同時に、時代の変化に即応



する努力が必要」、デジタル敗戦については「政府はデジタル戦略を毎年のように改定し、しかも大幅に改定されることに一つの敗戦の根源がある。また人事面では、国家公務員は2年程度で入れ替わってしまうので、ある程度長く見る人がいないと継承されにくい課題がある。いずれも改善されていない」と語りました。

【参考人】

横尾俊彦氏 佐賀県多久市長
勢一智子氏 西南学院大学法学部教授

庄司昌彦氏 武蔵大学社会学部メディア社会学科教授

2月26日、地震等の災害発生後、住民相談に迅速かつ柔軟に対応できる行政窓口の整備や地方の活性化などについて参考人に問いました。

1月1日に発生した能登半島地震の1週間後に私が金沢市に入り地域の皆様のご意見を聞かせていただく中で「自治体の相談窓口に相談したところグレイゾーンの対応ができず、たらい回しにされる」との声をいただいたことを紹介し、この課題を解決するための方策について牛山参考人ならびに牧原参考人に伺いました。

参考人より、災害発生時の行政窓口の整備に関しては「自治体の広域連携のなかで窓口業務に慣れている職員がどれだけ支援に入れるか」「住民との関係についてはハードルもあることから地元自治体職員と支援に入っている職員との連携が重要」「総務省が全国各地に配置している行政相談委員に



自治体職員が相談することで総務大臣まで意見を繋ぐことができる」と語りました。

また地方創生政策において人口減少に対応するため地域の中心都市と周辺市町村が連携して人口減少を防ぐための制度「人口のダム」に関して、中心都市の利便性を高めると同時に企業誘致により働く場所の確保に積極的に取り組むことが重要と私見を示し、牛山参考人の意見を伺いました。

参考人は「地方における産業集積とか企業誘致を含め様々な活性化方策を圏域で考えていくことは非常に重要」と語りました。

【参考人】

牛山久仁彦氏 明治大学政治経済部教授

牧原出氏 東京大学先端科学研究センター教授

人羅格氏 毎日新聞論説委員

4月8日、「太陽光パネルの傾斜地への設置問題」「耕作放棄地への太陽光発電設備の設置に関する課題」「太陽光パネルの大量廃棄に備えた対策」について政府の認識を問うとともに課題解決のための提言を行いました。

太陽光発電の普及に伴い、傾斜地へのパネル設置が地滑りのリスクなどの問題を引き起こしています。これを受け、政府は4月1日から電気事業法に基づき、工事計画の届出時に土地開発に関する法令の許可確認制度を導入しました。さらに再エネ



特措法を改正し、法令違反の事業者に対してFIT・FIP交付金支援を一時停止する措置を導入。また、10キロワット以上50キロワット未満の小規模設備には、設置者名・設置所在地等の基礎情報の届出義務、使用前自己確認の結果の届出義務、技術基準適合維持義務が課されています。

しかし、既存の太陽光発電施設への対応や、屋内的用途に供しない小規模太陽光発電施設は建築基準法の適用外となっているため、施工不良による損壊や強風によって飛ばされる危険性があることを指摘し、政府の認識を問いました。

経済産業省は「今年度は、太陽光発電設備の安全と事業規律の確立を推進するため、全国の再エネ電気設備に対する現地調査の実施体制を強化し、保安を確保してまいります」と述べました。

耕作放棄地の面積は46.7万ヘクタールと京都府の面積に匹敵し、この耕作放棄地へ太陽光発電施設の転用が進められていることに対し、食料の安全保障上からも課題があることを指摘し、政府の課題認識を問いました。



農林水産省は「農地への太陽光発電施設の設置については営農型太陽光発電による一時転用の場合を除いて原則、農地転用を認めていない。一方、荒廃農地の場合においては再生利用が困難な荒廃農地や受け手が見込めず農業的な利用が見込まれない荒廃農地に限って農地転用を認めている」と述べました。

使用済み太陽光パネルの廃棄は難しく、リユースやリサイクルにも高い壁があると指摘されています。借地の場合、借地期間終了後に原状回復義務があり、放置される可能性は低いものの、自己所有地で事業を行っている場合、事業終了後もコストがかかる廃棄処理を避けるために放置される可能性があります。政府は再エネ特措法を改正し、FIT・FIP制度の認定事業者に対して解体や撤去・廃棄費用の

積み立てを義務付けていますが、10キロワット未満の小規模事業者は対象外です。太陽光パネルには有害物質が含まれているとの指摘もあり、リユースやリサイクルがし易く環境負荷が低い素材に切り替える政策誘導が必要と提言しました。

5月13日、「北朝鮮向け短波ラジオ「しおかぜ」の現状と課題」および「万引き被害を防止するための取組み」について政府の認識等を問いました。
【「しおかぜ」の現状と課題】

特定失踪者問題調査会（調査会）は2005年から北朝鮮に向けて「しおかぜ」を短波ラジオで発信しています。茨城県のKDDI八俣送信所から送信されており、同施設はKDDI所有でNHKが借用、その一部を調査会使用しています。36



年使用された100キロワット送信機は2024年後半に廃棄予定で、この期間、妨害対策のための二波帯放送は一つの周波数帯で行われ、妨害対策が困難になります。昨年、調査会は送信施設維持をNHKに要請しましたが、回答は全く意味のないものでした。一昨年の衆議院予算委員会でも前田元NHK会長は「調査会・KDDI・NHKの三者協議の場で調査会から要望がされた際には、覚書を踏まえて検討する」と答弁していることを指摘し、NHKを所管する松本総務大臣にNHKに対し三者協議の開催を促すよう訴えました。

大臣は「拉致被害者等に向けた情報発信に支障が生じないように、令和6年度NHK収支予算に付した総務大臣意見書において、八俣送信所の送信設備の移行工事について迅速かつ確実に務



めることを求めてきている」「二波体制の意識については総務省としても認識し、是非三者間で協議を尽くしていただけるようNHKに検討を促し、各省とも協力して適切に対応していきたい」と応じました。

※「しおかぜ」の課題の詳細は30ページも併せてご覧ください。

【万引き被害を防止】

近年、万引きの認知件数は減少している一方、被害金額は年々増加しています。1年間で紛失した商品の総額は約9000億円であり、そのうち5割から6割(約5000億円)が万引き被害とされています。結果として、流通小売業には深刻な営業へのダメージが生じています。各自治体に万引き防止対策協議会(協議会)を設置し、警察、行政、民間団体などが集まって情報共有と防犯の取り組みを行い、一定の成果を上げ

ています。福島や富山などでは、協議会を適切に運用し、万引きの爆盗情報も共有して次の犯罪を捕捉する事例もあります。一方、アンダーグラウンドに潜って悪質化していく万引き被害を防止するための取り組みを強力に推進する必要があります。万引き被害を抑止するために、地方自治体を所管している総務省に対し協議会への予算措置とともに警察庁と情報共有を図り、リーダーシップを取って各自治体への働きかけを行うよう訴えました。

6月21日、参議院本会議で「令和5年度政策評価等の実施状況等報告書」に関して幅広く問題提起と提言を行いました。

1. 能登半島地震の被災地復旧には、ボランティアの受け入れ体制整備が必要

一月一日に発生した能登半島地震から既に約半年が経過していますが、多くの被災地は未だに復旧の目途が立っておらず、私たちは現在進行中の災害であることを再認識する必要があります。速やかな復旧を図るためには、

ボランティアの協力が不可欠ですが、地理的な制約や宿泊施設の不足などの理由から、発災当初から現在に至るまでボランティア不足が慢性化しています。自治体任せにせず、政府がボランティア用の宿泊施設や移動手段を確保するなど、自治体と連携して積極的に支援するべきと提言しました。

2. 定額減税に対する世論の評価が低い理由を分析すべき

政府主導の定額減税がいよいよ始まりましたが、各種世論調査によると、評価しない・あまり評価しない割合が約6割に達し、非常に低い評価となっています。通常、減税は納税者にとっても好意的に受けとめられるはずですが、何故ここまで評価が低いのかその理由を分析すべきと



指摘しました。

3. 一度きりの定額減税による政策効果はない

政府は、春季労使交渉による賃上げや賞与の時期に定額減税を実施し、所得の伸びを物価上昇以上にすることを目指していますが、実質可処分所得は賃上げ後もマイナス2.6%です。この政策の効果に疑問があり、少子化対策で一兆円の財源確保のため、健康保険料の引き上げや法人税・所得税・たばこ税の引き上げも予定されています。この状況で一度きりの定額減税が景気浮揚に効果はないと指摘しました。

4. 定額減税実施による、システム改修や事務負担のコストは検証が必要

毎年の年末調整や確定申告で減税額を一度に計算する方法や、対象者を限定して一律に給付する手法がシンプルで効率的であるにもかかわらず、今年は所得税の減税を年末ではなく6月に実施しました。また、住民税の減税も面倒な方法で行い、その結果、企業や自治体に多大なシ

STEM改修費用や事務負担が発生し、不満が高まっています。この不可解な定額減税については、費用対効果の検証が求められ、4万円の減税にどれだけのコストがかかったのかを明らかにし、国会に報告すべきと指摘しました。

5. 減税は給与明細への記載を義務付けたが増税する場合も給与明細に記載すべき

これまでの政府答弁では、定額減税の実施にあたり、「行動経済学」の観点から、給与明細に減税額の記載を義務付けましたが、減税対象から外れる方々は、6月に一旦減税された上で、年末調整や確定申告時に減税分が調整されることとなります。

そのような方々は、本来減税対象ではないにもかかわらず、給与明細に減税と記載されていることから、年末調整の際には増税理由を記載すべきと指摘しました。

6. 「給付付き税額控除」の導入に向けた検討を加速すべき

給付付き税額控除の導入には正確な所得把握が課題ですが、2016年のマイナンバー導入

でその条件は整っています。しかし、会計検査院の調査によると地方自治体でのマイナンバー情報連携は不十分で、税金減免に関する485の手続きで全く使われていません。「給付付き税額控除」があれば定額減税や給付の実施が一貫して行え、事務作業も簡素化されます。効果的な政策実施のため、マイナンバーを活用した給付付き税額控除の導入を検討すべきと提言しました。

7. 燃料油価格補助金の出口戦略を

燃料油補助金と電気・ガス補助金の予算額は既に10兆円を超え、燃料油補助金の延長には期限がなく、齋藤経産大臣も「いつまでも続けるものではない」と述べています。高い燃料価格により企業や消費者は家計が圧



迫され、消費行動にも悪影響が出ています。燃料価格政策の将来に対する不安を解消するため、補助金の出口戦略を早急に策定する必要があると指摘しました。

8. 補助金からトリガー条項の凍結解除へ

燃料油価格補助金は、石油元売り会社に補助金を支給する形をとっているため、会計検査院が適正に小売価格に反映されていない可能性を指摘しています。賢い支出の観点からも、出口戦略が見いだせないガソリン等への補助金を継続するよりも、トリガー条項の凍結解除によるガソリン減税にシフトすべきと提言しました。

9. 電気・ガス代のみ補助を終了した理由を説明すべき

昨年1月に始まった電気・都市ガス向け補助金が5月末に打ち切られ、ガソリン補助の終了よりも家計への負担が重いと指摘されています。政府は補助金打ち切りの理由を「国民生活や経済活動への影響を考慮した」と説明していますが、全く説明になっていません。政府の最優



先課題である可処分所得の底上げを考慮すると、家計への影響が大きい電気・ガス補助金の終了理由を経済産業大臣は国民に分かりやすく説明するべきと指摘しました。

10. 今こそ消費税減税を行うべき

物価上昇で国民生活が苦しい時こそ、継続的な減税が最も効果的な景気刺激策です。コロナ禍で欧米先進国は消費税減税を実施しましたが、日本の財務省は税率を戻せなくなることを恐れ、消費税減税を封印しています。この硬直的な政策がデフレを長引かせたことは明らかです。現在、デフレ脱却の瀬戸際にある中、消費を喚起するためには期限やインフレ目標を設定して消費税減税を行うことが最も有効と提言しました。

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会

4月26日、特定失踪者問題調査会（調査会）が運営する北朝鮮向け短波ラジオ「しおかぜ」の現状と課題について政府の認識を問いました。

調査会は2005年から北朝鮮に向けて拉致被害者等へのメッセージを短波ラジオ放送「しおかぜ」を通じて発信し続けています。この放送は茨城県古河市にある日本唯一の短波放送施設であるKDDI八俣送信所から送信されています。八俣送信所の運営はKDDIからNHKが一括して借り、その一部を調査会が借りて「しおかぜ」の放送を行っています。

八俣送信所には300キロワットの送信機が5台と100キロワットの送信機が2台ありますが、100キロワット送信機は設置から36年が経過しており、2024年後半に廃棄される予定です。一方、「しおかぜ」の放送は北朝鮮の妨害電波対策として2つの周波数帯を使用しています。100キロワット送信機の廃棄



に伴う工事期間の10か月間は1波放送となり、妨害対策ができなくなるほか、北朝鮮有事の際の24時間緊急放送にも支障をきたす可能性があります。

質疑では、調査会が昨年10月11日に送信施設維持に関する要請文書をNHKに送付したにもかかわらず、回答が半年後の本年4月16日であり、その内容は全く意味のないものでありました。また、一昨年の衆議院予算委員会で当時のNHK前田会長が「調査会・KDDI・NHKの三者協議の場で調査会から要望があった際には、覚書を踏まえて検討する」と答弁していることを指摘。政府として三者協議を行うようNHKに要請すべきと訴え、林拉致問題担当大臣に認識を問いました。

大臣は「拉致被害者等に向けた情報発信に支障が生じないように、令和6年度のNHK収支予算に関する総務大臣の意見において、八俣送信所の送信設備の移行工事について迅速かつ確実に進めることを求めている」、NHKとの打合せ等で随時伝えられている」と応じました。

この答弁に対し、300キロワット高出力送信機では他国との混線が生じやすいため、海を挟んだ隣国では100キロワット送信機の方が受信しやすいこと、日本は他国に比べて周波数帯の保持数が少ないこと、短波放送は緊急時にインターネットが途絶した際に有力な手段となることを指摘しました。また、100キロワット送信機の最新機種への更新には約12億円かかるが、国の姿勢を示す観点も含めて検討すべきと訴えました。





6月7日、参考人から意見陳述を受けた後、質疑を行いました。

質疑では、拉致被害者家族会事務局次長の横田参考人に「全拉致被害者の即時一括帰国」の活動方針に関する「全拉致被害者」とは誰を指すのかを問いました。

参考人は、「日本政府自体が全容を把握していない中で、北朝鮮が把握している全員を返還するよう求めている」と語りました。

この回答に対し、どれだけの拉致被害者がいるか分からない状況の中で「全拉致被害者の即時一括帰国」という主張をすることが、結果的に把握できたところから拉致被害者を救出して日本に取り返そうという動きにつながらないとの指摘があると述べた上で、「拉致した皆さんを日本

に返せ」という主張は当然であるが、そのことと同時に「救えるところからどう救っていくのか」との姿勢も必要と指摘。そうした背景があっても、田中実さんや金田龍光さんのケースでも北朝鮮からの報告書の受け取りを拒むという話になってしまったのではないかと指摘しました。

平岩参考人に、まともな通信手段も持たないような極貧国で、戸籍システムの機能状況と人民の把握状況について問うとともに、日本が行っている独自の経済制裁の効果を伺いました。

参考人は、「北朝鮮の社会分析は難しく、脱北者の情報が主な分析材料となっている。戸籍システムは存在すると思うが、監視が十分かは不明」と語りました。また、日本の経済制



裁に関しては、「一定の効果はあるが、国際社会の協調がなければ北朝鮮の基本姿勢を変えることは難しい」との見解を示しました。

【参考人】

横田哲也氏 北朝鮮による拉致被害者家族連絡会事務局次長
竹下珠路氏 特定失踪者家族会事務局長（特定失踪者古川了子氏の姉）
平岩俊司氏 南山大学総合政策学部教授



参議院改革協議会

2月27日と6月14日に参議院改革協議会が開催され「参議院選挙制度」などに関する今後の進め方について協議が行われました。また、参議院改革協議会の下に設置されている選挙制度専門委員会が通常国会の会期中に7回開催され、「参議院選挙制度」に関して協議を行い、6月7日に専門委員会としての報告書を参議院改革協議会に提出しました。

自殺対策を推進する議員の会

2月20日、私が事務局長を務める超党派議員連盟「自殺対策を推進する議員の会第35回総会」を開催しました。

2023年の自殺者数の暫定値は21,818で前年比マイナス63人(0.3%減)となりました。男女別では、男性は2年連続の増加、女性は4年ぶりに減少となったものの、依然2万人を超える高い水準となっています。

また、高校生以下の自殺者数は507人(暫定値)であり、昨年よりも7人減少したものの依然高止まりとなっています。

総会では厚生労働省など各省庁から2023年の自殺者の動向をはじめ、



これまでの取り組みや、2024年度の自殺対策に係る予算および今後の取り組みなどについて報告を受けました。

出席議員からは、こども家庭庁や文部科学省へ「こどもの自殺対策緊急強化プランにおいて2024年度の予算に『心の健康観察10億円』とあるが、この予算では全国の学校での実施は疑問。速やかに全国での実施を求める」「いじめ対策は『こども家庭庁』『文部科学省』どちらが対応するのか明確にすること」「不登校と自殺の因果関係の分析調査を新たに実施すること」などを要請しました。

5月28日、第36回総会を開催し、厚生労働省、こども家庭庁、(一社)いのちを支える自殺対策推進センターより令和5年の自殺の動向や子ども自殺の多角的な要因分析に関する調査研究報告を受けた後、2006年に当議員連盟の議員立法により成立した「自殺対策基本法」が施行から20年の節目を迎える中、自殺未遂者支援や自殺念慮者への支援について個人情報共有の共有に関して別途枠組みを作るなど、法改正に向けて今後取り組んでいくことを確認しました。

支援組織と省庁要請・集会開催

物価を上回る持続的な賃上げに向け環境整備を厚労省要請

2月8日、UAセンセン松浦会長らとともに厚生労働省を訪問し、武見大臣に「物価上昇を上回る持続的な賃金引上げの実現に向けた政府の環境整備を求める要請書」を提出しました。

2023年賃闘では30年ぶりの大幅な賃上げにもかかわらず、物価上

昇によって実質賃金の低下が続く国民生活は依然厳しい状況となっています。デフレ経済の脱却のためには本年の賃闘では物価上昇を上回る賃上げが必要です。

しかしエネルギーや原材料・人件費等の上昇分を販売価格に転嫁することが困難な企業では、十分な賃上げ原資を確保できていないことや、社会全体がデフレマインドから脱却できず商品やサービスに見合った価格で購入する経済活動への転換が進んでいないことを訴えた上で、企業





規模にかかわらず全ての企業において物価を上回る賃上げを実現するため政府に「賃上げ促進税制の周知」や「適正な価格転嫁」の強化を要請しました。

大臣との意見交換で私から、パートやアルバイトなどの有期雇用労働者の年収アップのために政府の施策であるキャリアアップ助成金について、企業・事業主に周知されていないことを指摘し、この助成金の周知

徹底とともに活用により賃上げを促進するよう求めました。

公正な取引慣行の実現に向けて 省庁要請

2月9日、U Aゼンセンならびにフード連合の皆様とともに、公正取引委員会、中小企業庁、農林水産省、消費者庁の4省庁へ国民生活を支える流通小売・卸売業および食品関連産業の健全な発展と公正な取引慣行の実現に向けてさらなる改善が図れるよう要請を行いました。

本要請は、2003年以降、U Aゼンセンとフード連合が合同で実施している「取引慣行に関する実態調査」にもとづき、不当な取引慣行の改善を目的に各省庁へより一層の取り組み強化を求めるものです。

要請にあたり、私からは、「政労使が同じ方向を向いて価格転嫁を実現し、物価と賃金の好循環を生むことが必要。経営者の中には、公正取引についてまだ理解できていない方もいる。価格転嫁の必要性に関して十分な理解促進を図るとともに、場合によっては優越的地位の濫用行為などに該当すれば、社会的なペナル



ティがあるということも含めて、周知願いたい」と訴えました。

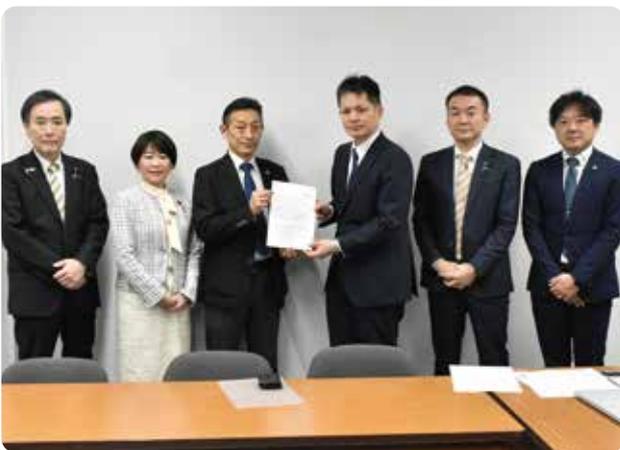
適切な価格転嫁の実現に向けた 環境整備を中企庁へ要請

2月29日、U Aゼンセン製造産業部門の皆様と中小企業庁を訪問し「適切な価格転嫁の実現に向けた環境整備に関する要請書」を提出しました。

U Aゼンセン製造産業部門では、コスト上昇分の価格転嫁の状況を確認するため「第3回 価格転嫁の状況等に関する調査」（価格転嫁の状況調査）を昨年12月から本年1月に実施

した結果、原材料価格やエネルギー価格の上昇分については一定の成果は得られているものの、上がり続けるコストに交渉が追い付かず「価格転嫁の進展は不十分である」と多くの回答が寄せられました。また労務費については「企業努力で吸収すべき」との考え方が依然として定着している現状も明らかになりました。

要請では、価格転嫁の状況調査にもとづき、大企業、中小企業を問わず「原材料価格」「エネルギー価格」の上昇分とともに「労務費」の上昇分についても適切に価格転嫁が行われるよう「労務費の価格転嫁のため



の価格交渉に関する指針」を発注者・受注者へ周知し取り引きの適正化の環境整備を図ることを求めました。

拉致被害者救出を求めて過去最多の94万筆の署名を手交

4月1日、UAセンセン松浦会長、ヤングリープス委員会のメンバー、



松本孟さん（拉致被害者松本京子さんの兄）、大政悦子さん（特定失踪者大政由美さん母）らとともに、首相官邸を訪問し、林拉致問題担当大臣へ948,594筆（過去最多）の署名を提出するとともに、「すべての拉致被害者が一日も早く日本に帰国できるように、政府一丸となって拉致問題の解決に向けてより一層の力を注いでほしい」と訴えました。

中間年薬価改定廃止を求め緊急院内集会開催

4月2日、UAセンセン、JEC連合、JAMの3産別で構成する「ヘルスケア産業プラットフォーム」ならびに日本製薬団体連合会、日本医薬品卸売業連合会、日本CMO協会の皆様とともに中間年薬価改定の廃止を実現するため参議院議員会館で緊急院内集会を開催しました。

原材料費やエネルギー価格が高騰する中、薬価は毎年下がり続けています。実勢価格に応じて改定するルールだとしても、賃金や労務費の上昇を上乗せできない状況では現場の疲弊は避けられません。医薬品の安定供給を取り戻すためにも、中間年薬



価改定は即時廃止すべきとそれぞれの団体の代表が訴えました。

集会には各政党の国会議員が参加され「賛同する」など多くの激励の言葉をいただきました。

カスハラ実態調査報告緊急院内集会

6月10日、UAセンセンの皆様とともにカスタマーハラスメント実態調査報告緊急院内集会を参議院議員会

館で開催しました。

集会では、UAセンセン流通部門・総合サービス部門が本年1月から3月にかけて組合員約3.3万人を対象に行ったカスタマーハラスメントに関するアンケート結果が発表されました。それによると、過去2年以内にカスタマーハラスメントを受けたと回答した方は46.8%に上りました。4年前のアンケート結果の56.7%からは減少傾向にあるものの、SNS上での誹謗中傷や、つきまとなどの二次的なハラスメント行為



の悪質性が年々高まっていることが報告されました。

今後、サービス提供者と受け手がともに尊重される社会を構築するために、業種ごとのカスタマーハラスメントの定義やSNS対策の検討、省庁間での連携体制の構築、対策の法制化などの取り組みを進めていくとの方針が示されました。

集會に各政党の国会議員が参加されカスタマーハラスメントの現状等への理解をいただきました。

ライドシェア事業に関する労働者保護に向けて厚労省要請

6月10日、交通労連の織田委員長らとともに厚生労働省の三浦政務官を訪ね、自家用車活用事業（日本版ライドシェア）が始まったことに伴い、自家用車活用事業で働く労働者の他業での労働時間については、タクシー運行会社が把握することとなっているものの、虚偽の申告がされた場合、適正な管理が困難であると指摘しました。また、タクシー会社以外がライドシェアに参入する「全面解禁」（ライドシェア新法）となれば、プラットフォームがドライバー

を請負契約とした事業となり、労働者の雇用と安全を崩壊させることにつながる」と訴えました。

その上で、「輸送の安全確保のため、自家用車活用事業ドライバーの副業の際は、国土交通省と連携し改善基準告示の労働時間管理を徹底すること」および「産業の健全な発展とそこに働く労働者保護の観点から全面解禁とするライドシェア新法の制定は行わないよう、国土交通省に働きかけること」を要請しました。

私からは「高齢者などの『移動困難者』のための移動手段を確保することは重要であるものの、過疎地な



どでは収益を上げることが困難であり、ライドシェアの参入は考えにくい。公共交通の活用を検討すべき」と提言しました。

カーボンニュートラルの実現に向けて経産省要請

6月27日、JEC連合の化学部会、セメント部会、塗料部会の皆様と経産省を訪問し、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて各部会が抱える課題に対する支援等を要請しました。

要請にあたり、JEC連合大口副会長より、化学エネルギー産業では「水素社会推進法」や「CCS事業法」が国会で可決され、2050年カーボンニュートラルに向けた取り組みが進む中、環境と経済を両立しながら脱炭素化を進めることが重要であり、各産業にとっては挑戦であると同時に成長の機会と捉えている。また、労働者にとっ

ては「公正な移行」や製造現場での「安全衛生の確保」が重要な課題であり、安全対策や老朽設備の更新などの投資も継続的に必要であり、これらの課題を取りまとめ、次年度の予算編成や税制

改正などに反映するよう求めると訴えました。

懇談では、原料用途免税の本則化と炭素賦課金における適用除外、カーボンニュートラル・サーキュラーエコノミーへの支援、安全衛生対策の強化、保安の高度化への税制措置や支援などについて意見交換を行いました。

私からは「カーボンニュートラル実現には設備投資と価格転嫁によるコスト増が避けられず、海外競争に勝つためには政府支援が不可欠。また円安が続く中、この機を捉えて製造業の国内回帰を促進する施策の強化を推進すべき」と提言しました。



WEB会議等への招待もお待ちしております！

これまでにWEBでご挨拶をさせていただいた皆様(2024年6月30日現在)

UAゼンセン都道府県支部… 41 都道府県支部 173 回 (北海道、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、群馬、埼玉、千葉、東京、山梨、神奈川、新潟、富山、石川、福井、長野、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、愛媛、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎)

単組・労連等…923 回
※訪問がかなわない場合は、WEBでの対応もいたします。(TEL : 03-6550-1223 メールアドレス takanori_kawai@sangiin.go.jp)



国会見学者一覧 2024年1月12日～2024年6月30日

2024年1月12日から6月30日までの間、1,741名の皆様が国会見学・会議等にお越しくださいました。今後も団体の皆様をはじめご家族ご友人など、たくさんの皆様のお越しをお待ちしております。時間のゆるす限り川合孝典より政治情勢等をご説明させていただきます。国会見学のお申し込みは「かわいたかのり」ホームページよりお願いいたします。

日付	見学者	日付	見学者
2024年 1月12日 金	ヒマラヤユニオン	2024年 4月19日 金	テルモ労働組合
2024年 1月17日 水	大庄労働組合	2024年 4月22日 月	サミット・レイバー・ユニオン
2024年 1月19日 金	大丸松坂屋百貨店労働組合	2024年 4月24日 水	オーフワ労働組合
2024年 1月24日 水	シーレモ	2024年 4月25日 木	UAゼンセン新潟県支部
2024年 1月25日 木	JSGU テクノ・コングレス分會	2024年 4月26日 金	UAゼンセン徳島県支部
2024年 1月26日 金	シキボウ労働組合	2024年 5月 9日 木	マックスパリュ西日本労働組合 中国兵庫ブロック
2024年 2月 1日 木	UAゼンセン千葉県支部	2024年 5月10日 金	ダイナムジャパンホールディングスグループ労連
2024年 2月 2日 金	スズケングループ労連	2024年 5月15日 水	J.フロントリテイリンググループ労連
2024年 2月 7日 水	大丸松坂屋百貨店労働組合	2024年 5月16日 木	UAゼンセン愛知県支部 名古屋地協
2024年 2月 8日 木	UAゼンセン千葉県支部	2024年 5月17日 金	岡山県貨物運送労働組合
2024年 2月 9日 金	東洋紡労働組合	2024年 5月20日 月	UAゼンセン福井県支部
2024年 2月15日 木	モンテローザ労働組合	2024年 5月21日 火	IKI-IKIライフクラブ富山県支部
2024年 2月16日 金	旭化成労働組合延岡支部	2024年 5月22日 水	UAゼンセン東京都支部
2024年 2月16日 金	ニプログループ労連	2024年 5月22日 水	マックスパリュ西日本労働組合 岡山・山陰ゾーン
2024年 2月20日 火	三菱ケミカル労働組合	2024年 5月23日 木	旭化成労働組合川崎支部
2024年 2月21日 水	日清紡労働組合	2024年 5月24日 金	UAゼンセン広島県支部
2024年 2月22日 木	UAゼンセン千葉県支部	2024年 5月28日 火	倉敷紡績労働組合
2024年 2月26日 月	ばばすユニオン	2024年 5月29日 水	すかいらーく労働組合
2024年 3月 6日 水	UAゼンセン愛知県支部	2024年 5月30日 木	帝人労働組合東京支部
2024年 3月 8日 金	大正製薬労働組合 大正製薬ファーマ労働組合	2024年 5月31日 金	UAゼンセン岡山県支部
2024年 3月14日 木	ココカラファインユニオン	2024年 6月 3日 月	はなと愉快な仲間達
2024年 3月18日 月	東レ労働組合東京支部	2024年 6月 4日 火	UAゼンセン鳥取県支部
2024年 3月22日 金	旭化成労働組合延岡支部	2024年 6月 4日 火	UAゼンセン宮城県支部
2024年 3月22日 金	旭化成労働組合水島支部	2024年 6月 5日 水	UAゼンセン愛媛県支部
2024年 3月25日 月	アルペン労働組合	2024年 6月 6日 木	東レ労働組合東京支部
2024年 3月27日 水	UAゼンセン高知県支部	2024年 6月 7日 金	クラシエ労働組合本社支部・東日本支部
2024年 3月28日 木	全ヤオコー労働組合	2024年 6月10日 月	UAゼンセン鹿児島県支部
2024年 3月29日 金	全ヤオコー労働組合	2024年 6月11日 火	ヨークベニマル労働組合
2024年 4月 2日 火	UAゼンセン新潟県支部	2024年 6月12日 水	マルハンユニオン
2024年 4月 5日 金	青山様	2024年 6月14日 金	帝人労働組合三原MFJ分會
2024年 4月 5日 金	帝人労働組合	2024年 6月17日 月	東京応化工業労働組合
2024年 4月 8日 月	全ヤオコー労働組合	2024年 6月18日 火	UAゼンセン新入局員研修会
2024年 4月 9日 火	全ヤオコー労働組合	2024年 6月19日 水	マルハンユニオン
2024年 4月11日 木	UAゼンセン山形県支部	2024年 6月20日 木	チヨダユニオン
2024年 4月12日 金	エス・ディ・ロジ労働組合	2024年 6月21日 金	旭化成労働組合延岡支部
2024年 4月15日 月	J.フロントリテイリンググループ労連	2024年 6月26日 水	マルハンユニオン
2024年 4月16日 火	UAゼンセン新潟県支部	2024年 6月27日 木	マックスパリュ西日本労働組合兵庫東西ゾーン
2024年 4月17日 水	UAゼンセン総合サービス部門インフラサービス部会運営委員会	2024年 6月28日 金	ツルヤユニオン
2024年 4月18日 木	ヘルケア産業プラットフォーム医療機器材料関連労働組合		

2016年9月～2024年6月 累計19,895名



かわいたかのり公式X(旧Twitter)

登録をよろしく
お願いいたします

